

第 1 1 0 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 8 年（2026年） 7 月 2 4 日（金） 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 1 7 分

開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 第 4 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席	○	
2	小 林 隆	出席	○	
3	森 下 光 春	出席		
4	大 西 正 紀	欠席		
5	岡 本 富 博	出席		
6	船 引 政 則	出席		
7	嘉ノ海 敏 明	出席		
8	青 田 俊 則	出席		
9	沼 田 静 雄	出席		
10	嶋 田 秀 文	出席		
11	飯 塚 祐 樹	出席		
12	竹 内 己 良	出席		
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	出席		
16	竹 内 光 明	出席		
17	福 永 信 幸	出席		会長職務代理者
18	青 田 誠	出席		会長職務代理者
19	田 摩 仁 志	出席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	畑地転換届について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
議案第7号	相続税等納税猶予適格者証明について
議案第8号	非農地判断について
報告第1号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第2号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第3号	合意による解約等の通知について
報告第4号	県許可案件の許可状況について
報告第5号	公共事業等による農地の転用について
報告第6号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

	(令和8年7月24日 午後1時30分)
議長	予定の方が揃われましたので、只今から、第110回総会を開催いたします。 【 議長挨拶 】 現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。 なお、大西正紀委員から欠席の連絡を頂いております。 それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を後藤明彦委員と小林隆委員にお願いいたします。 それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願いします。 議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号（P1～P2）を説明する。 〔農地確認及び非農地確認について〕 この度は、非農地確認の申請が7件提出されております。 1番です。 家島町坊勢の畑□□□□につきまして、「平成9年以前から宅地及び庭として利用している」との申請です。 2番です。 勝原区熊見の畑□□□□につきまして、「平成16年以前から駐車場として利

	用しており、一部は竹藪となっている」との申請です。 3番です。 勝原区朝日谷の畑□□□につきまして、「昭和45年11月30日から住宅として利用している」との申請です。 4番です。 打越の畑□□□□につきまして、「平成16年以前から駐車場、倉庫敷地として利用している」との申請です。 5番です。 香寺町中村の田□□□□につきまして、「昭和61年以前から建物敷地として利用している」との申請です。 6番です。 香寺町広瀬の田□□□□につきまして、「平成16年以前からコンテナ敷地として利用しており、現在は雑種地となっている」との申請です。 7番です。 別所町別所の畑□□□□につきまして、「平成11年以前より農業用倉庫敷地および露天駐車場として利用している」との申請です。 なお、申請地のうちの一部については、□□□□□□□□□□5条許可を得て露天駐車場に転用されています。 現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。 各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、この7件についていずれも非農地である、と確認してよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、いずれも非農地である、と確認いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	〔農地法第3条の規定による許可申請について〕 議案第2号（P2～P5）を説明する。 この度は、23件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。 所有権の移転が13件、使用貸借権の設定が4件で、4番、8番、10番、11番、12番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件となっております。申請地は、22番、23番が「貸付地」である外は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な機械及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。 それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1 番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「農家である父の指導を受けながら営農するため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「農家である父の指導を受けながら営農するため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「これまでも申請地の管理を行ってきており、今後も問題なく営農できると判断し、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「申請者が事業を行っている隣地での耕作であり、畑作で面積も小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

安富町狭戸の田□□□□□□□□につきまして、安富町安志の□□□□□
が、□□□□□から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。作付作物は「水稻」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

なおこの案件、現在耕作面積が 0 m²ですが、北西部地区農政協議会では「農家である父の指導を受けながら営農するため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

飾東町佐良和の田□□□□につきまして、飾東町佐良和の□□□□□が、□
□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」
となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□とのことです。

夢前町玉田の畑□□□□につきまして、土山二丁目の□□□□□□が、□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「ピーナッツ、大根、

大豆、野菜等」となっております。

16番です。

夢前町前之庄の田□□□□□□□□につきまして、夢前町前之庄の□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻、露地野菜」となっております。

17番です。

太市中の田□□□□□につきまして、太市中の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

18番です。

相野の田□□□□□□□□□□につきまして、西脇の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

19番と20番です。

船津町の□□□□□□が、船津町の田□□□□□□□□につきまして、□□□□□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

21番です。

船津町の田□□□□□□□□につきまして、船津町の□□□□□□□が、□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

22番と23番につきましては、農地に設定された利用権が終期を迎えたことからの切り替え更新手続き分の案件となっております。どちらも現在の借人が引き続き借り受けて耕作されるものとの申請となっており、使用貸借権の再設定となっております。許可後の耕作面積に変動はありません。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。この23件についていずれも許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、いずれも許可相当といたします。

次に、新規農家の聞き取り調査について、事務局からの説明もありましたが、各地区農政協議会の意見では、7番については必要、1番から6番については必要なし、との意見でした。こちらについて何かご意見等ありますでしょうか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、7番について、8月5日に来ていただいて新規農家の聞き取り調査を実施することとします。

続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

議案第 3 号（P 6）を説明する。
「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

1番です。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっていますが、これに該当することの確認願として2件提出されております。

1 番です。

2番です。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

ありがとうございました。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

• • •

特にないようですので、それでは農地法第4条許可申請の案件1件について、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の挙手をいただきましたので、許可相当とします。

次に、則 29 条第 1 号確認の案件 2 件について、どちらも確認してよろしいでしょうか。

異議なし。

「異議なし」の声を得ましたので、どちらも確認することとします。
続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

議案第４号（Ｐ７～Ｐ８）を説明する。
〔農地法第５条の規定による許可申請について〕

いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

1 番です。

2番です。

3番です。

なお、農区長及び水利権者の同意書の添付がありませんが、同意の押印がもらえない理由が、想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由によるものであるとして、代わりに区域区分確認書が提出されておりますので、説明します。

また、申請地に隣接する農地の所有者・耕作者の2名のうち1名につきまして、同意書の添付がありませんが、同意の押印がもらえない理由が、想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由によるものであ

[illegible]

議長

委員

事務局

委員

委 員

委員

事務局

委員

[illegible]

	駐車場を拡大すると車両の通行量が増えてさらに危険が増す恐れがあるのではないかと懸念しています。この度の転用により苦情の内容が解決すると地元自治会等に納得いただいた、との同意書等の添付があればいいのですが。
事 務 局	転用後の事業で何らかの問題が発生した場合は、農地法ではない当該事業を管轄する法令により対応されることになります。ただ、今回の件を施設と地域が良好な関係を築くきっかけにできればとも思いますので、申請者には地域と何らかの協定が結べないか働きかけてみたいと思います。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、それでは農地法第5条許可申請の案件6件について、採決します。この6件についていずれも許可相当と判断される方は挙手をお願いします。
各 委 員	(全員挙手)
議 長	全員の挙手をいただきましたので、いずれも許可相当とします。 次に、則53条の協議及び確認の案件2件について、どちらも確認してよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、どちらも確認することとします。 続きまして、議案第5号「畑地転換届」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第5号（P9）を説明する。 〔畑地転換届について〕 この度は、1件の届出が提出されております。 市街化区域の御立東四丁目の田及び調整区域の御立東五丁目の田□□□□□□□につきまして、「水利の便が悪く、水稻耕作に適さないため」との届出です。 担当委員から「農地として適正に造成されると判断される」との意見を頂いております。中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。 続きまして、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第6号（P10～P17）を説明する。

〔農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について〕

農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、農地中間管理機構である公益社団法人ひょうご農林機構から、農用地利用集積等促進計画を県知事へ認可申請するにあたり、農業委員会の意見を求められているものでございます。農業委員会としましては、農地法3条の許可基準を準用して、意見についてのご審議をいただくことになります。

この度の権利設定は、全体として、合計が「117件、186筆、257,319㎡」の計画となっており、このうち、新規の設定は「13件、15筆、16,745㎡」となっております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。90番が□□□□□□の案件、102番から104番が□□□□□□□□□□□□の案件、105番から108番が□□□□□□の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。別紙参考資料をご覧ください。

1番から89番、91番から101番、109番から117番について、全体として、合計が「109件、178筆、242,855㎡」の計画となっており、このうち、新規の設定は「13件、15筆、16,745㎡」となっております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積等促進計画への意見につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、異議なしとすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、異議なしとします。

〔□□□□□□の案件〕

議長

それでは、□□□□□□、ご退室をお願いします。

【□□□□□□ 退室】

事務局

それでは、90番についてご説明いたします。
使用貸借権の再設定が「1件、1筆、1,569㎡」となっております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議 長	それでは、異議なしとすることよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、異議なしとします。
	【□□□□□□ 入室】
議 長	□□□□□□の案件は異議なしとなりましたので報告します。
	[□□□□□□関係の案件]
議 長	それでは、□□□□□□、ご退室をお願いします。
	【□□□□□□ 退室】
事 務 局	それでは、１０２番から１０４番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定が「３件、３筆、２，４８６㎡」となっております。北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、異議なしとすることよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、異議なしとします。
	【□□□□□□ 入室】
議 長	□□□□□□の案件は異議なしとなりましたので報告します。
	[□□□□□□の案件]
議 長	それでは、□□□□□□、ご退室をお願いします。
	【□□□□□□ 退室】
事 務 局	それでは、１０５番から１０８番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定が「４件、４筆、１０，４０９㎡」となっております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、異議なしとすることよろしいでしょうか。

各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、異議なしとします。
	【□□□□□□ 入室】
議 長	□□□□□□の案件は異議なしとなりましたので報告します。
	次に、議案第 7 号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 7 号（P 1 8）を説明する。 〔相続税等納税猶予適格者証明について〕
	今月は、証明願が 1 件出ております。 御立北一丁目の□□□□□□が所有されていた農地 1 0 筆のうち市街化区域の農地 6 筆を同居の妻であります□□□□□□が相続するというものです。農地の利用状況は、畑作をされる予定です。 中南部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。 適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。 次に、議案第 8 号「非農地判断」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 8 号（P 1 9～P 2 3）を説明する。 〔非農地判断について〕 国の運用通知に基づき、長期間の耕作放棄により森林化が進むなど再生利用が著しく困難な土地について、所有者の申請を待たず、実態に即した農地台帳の適正化を図るため、非農地判断を行うものです。なお、本年は 5 年に一度の農振農用地指定区域の見直し時期に当たっており、農政総務課から山林化している農用地について見直しの手順として非農地判断を実施するよう要請を受け、事務局で現地確認を校区ごとに順次実施しているところです。 今月は飾東町での現地確認の結果、山林化していると確認された農地、3 3 件 5 9 筆、合計 1 9, 5 3 6 ㎡について、非農地判断をしたいと考えています。現地はいずれも山林化しており、北東部地区農政協議会では非農地判断することはやむを得ないとの意見をいただいております、当該農地が所属する農区の農区長にも意見を求め、非農地判断の実施について同意をいただいております。 資料記載の農地について非農地判断することの可否についてご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございます。

	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございますか。
委 員	非農地判断後、農地が農地台帳から削除されますが、登記はどうなりますか。
事 務 局	所有者に非農地判断をしたとの通知をお送りしますので、その通知を持って各自で法務局にて地目変更を行っていただくことになります。法務局にも同様の通知を送るのですが、姫路支局の登記官と協議したところ、農業委員会からの通知だけでは地目変更しないとのことでした。また、資産税課にも同様の通知をするのですが、こちらに関しては通知に基づき課税地目を変更するとのことでした。
委 員	所有者から非農地判断をしてほしいとの申出があったのですか。
事 務 局	所有者からの申出はありません。今回は山林化した農用地区域の見直しの関係で農政総務課からの要請を受けておこなうものです。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。 ここからは、報告事項となります。 報告第1号「農地法第4条の規定による届出の専決」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第1号（P24～P27）を説明する。 〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕 市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、6月5日から7月9日の間に受け付けたもの18件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。
議 長	ありがとうございます。ご意見ご質問等がありますか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、確認いたします。 次に、報告第2号「農地法第5条の規定による届出の専決」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第2号（P28～P34）を説明する。 〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕 市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、6月5日から7月9日の間に受け付けたもの35件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いた

します。

なお、27番の案件ですが、農区水利同意書の添付がなく、その代わりに上申書が添付されています。その理由は「所有者が地元の住民ではないことで、地元農区水利に属しておらず、耕作割りの納付や共同活動といった農区水利との関わりも全くないので、同意をもらえない。」とのこと。法定添付書類は添付されており、同意書を提出しない理由が周辺の農業上の問題ではないことは農区長への聞き取りにより確認でき、担当委員と現地調査を行い担当委員の了解も得られたため、姫路市農業委員会申し合わせ事項「農区長同意が添付されていない農地転用届について」に基づき、事務局長専決により受理書を交付しておりますことを報告いたします。

議 長 ありがとうございます。何かご質問等はございますか。

各 委 員 ・・・。

議 長 ないようですので、確認とすることをお願いします。
次に、報告第3号「合意による解約等の通知」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告第3号（P35）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、使用貸借契約の解約の通知が1件ありましたことを、ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。何かご質問等はございますか。

各 委 員 ・・・。

議 長 ないようです。確認をお願いします。
次に、報告第4号「県許可案件の許可状況」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号（P35）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、6月18日付けで2件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。何かご質問等はございますか。

各 委 員 ・・・。

議 長 ないようです。確認をお願いします。
次に、報告第5号「公共事業等による農地の転用」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号（P36）を説明する。
〔公共事業等による農地の転用について〕

農地を農地以外のものに転用する場合には、県知事の許可を受ける必要がありますが、国や自治体が公共事業等で農地転用する場合には、許可が不要となります。

以上、公共事業等による農地の転用につきましてご報告いたします。

ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。

• • •

次に、報告第6号「農業経営改善計画（認定農業者）の認定」について、事務局から説明をお願いします。

〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

その結果として、令和8年6月30日付けで新規認定したと市長から農業委員会へ通知がありましたので、ご報告いたします。

ありがとうございます。何かご質問等ございませんか。

• • •

全体を通して、何かございますか。

• • •

それでは、本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。

(午後3時17分 終了)

(午後3時17分 終了)

議事録署名委員

(議 長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

後 藤 明 彦

(署名委員)

小 林 隆
